

27動検第389号

平成27年6月30日

公益社団法人日本馬事協会長 殿

農林水産省 動物検疫所長



大韓民国における馬伝染性子宮炎の発生を踏まえた同国から日本向けに輸出される馬に関する検疫対応について

貴会におかれましては、日頃より動物検疫業務に対し御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

今般、平成27年6月30日付け27消安第2092号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知があり、「大韓民国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件について（改正）」（平成23年11月21日付け23動検第909号）を適用した馬の輸入が認められないこととなりましたので、お知らせするとともに、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、「韓国から日本向けに輸出される国際交流競走馬の家畜衛生条件及び検査証明書様式の改正について」（平成25年11月8日付け25動検第820号）に基づき同国から輸出される馬については、対応に変更がないことを申し添えます。

(別添)



27 消安第 2092 号
平成 27 年 6 月 30 日

動物検疫所長 殿

動物衛生課長

大韓民国における馬伝染性子宮炎の発生を踏まえた同国から日本向けに輸出される馬に関する検疫対応について

今般、大韓民国において馬伝染性子宮炎の発生が確認されたことから、大韓民国から日本向けに輸出される馬の家畜衛生条件(平成 23 年 11 月 18 日付け 23 消安第 4201 号)を満たさないものとして、大韓民国から本条件に基づき輸出される馬の輸入検疫証明書の発行を停止するようお願いします。

